

愛媛電友会会報

号人武
2行下所
松發行市
松山市一
4丁目3
愛媛電氣
庶務課

三周年を迎えて

愛媛電友会会長 小崎政臣

月日のたつのは早いもので、愛媛電友会が発足したのは、昭和三十七年十月二十三日です。今年で三周年を迎えることになりました。この間において、公社におかれては、いろいろとご指導やごべんたつ、さらに何かとご配慮をいただき、会員一同は心から感謝感激しております。

本年度の本会の重なる動きは、恩給年金増額運動でありました。この運動は、すでに十数年前に設けられた「日本退職公務員連盟（日公連）」があり、これまでの増額は、この連盟の活動に負うところが多かったのです。

わが通信部内においても、全国的にだんだんこの運動が起り、東京では昨年九月通信部内出身諸先輩のほとんど全部をもうら

意見調整を見ましたが、結局大蔵省とのせつしにより、本年十月支給分から、不満足ながら二割（三年計画実施）、また共済組合年金においてもこれにない、いわゆる二四〇〇〇円ベースの線まで、増額が行なわれることになりました。

一、本改正案の三年に亘る段階的増額を短縮するように、すみやかに措置すること。

二、生活水準の向上、物価の上昇並びに現職公務員の給与に即応して、恩給年金を引上げ得るよう措置すること。（以下省略）

かような次第で、本件については、今後より一層の猛運動をする必要がありと存じます。

電友会発足以来、いろいろとご指導ごべんたつ、さらにご配慮をいただいた通信局の菅原局長、篠崎副局長、友沢秘書課

の泉部長は退職され、上田庶務課長は栄転されましたが、これらの方々のひとかたならぬご

厚意にたいし会員一同は心からお礼を申し上げますとともに、後任の方々にたいし、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

新会員雑感

泉 節太郎

愛媛電友会幹事から、会報に何か書けとのご薄文である。わたしは今年新会員に加えてもらったホヤホヤの会員だから、断わるのも悪いと引受けはしたものの、さて書くとなると、何を書こうかと迷った。迷った揚句、の果てが、借衣よりも生地のままをと思いつくままを書きとめることにした。

本年停年で電電公社を辞めてから、痛切に感じたことは、「仕事の有難さ」ということであつた。「今日から出勤しなくてもよいのだ」と思つた時、当初はのんびりした感じで気楽であつたが、それは二、三日の間のこと。仕事がないと、人生における目標がないような感じがして、張り合いがない。日々の生活が漸次退屈になり、うつ屈して、時間をもてあます。

なつた。そして一種の虚脱感を
さえ感じて来たのである。それ
はあの二十年前、終戦の詔勅が
降つて、それまでの張りつめた
気が一気に弛み、何をしてい
か判らぬ呆然としたあのフ抜け
の状態にもよく似たものであつ
た。そこでわたしは、これで
はいけなないと、自分自身仕事
をつくり、日課を定めて、毎日そ
れをやることにしたのであつた。
その後通信局長等のお骨折に
より、日本電気株式会社の仕事
をするようになり、更に最近
(十月十五日)松山市三番町に
事務所を開設して、毎日出勤す
るようになつてみると、仕事の
目標もはつきりしてくるし、生
活のケジメもついて、日々の生
活が、魚が水に帰つたように、
生き活きとしたものになつて来
た。有難いことだと思つてい
る。「仕事の有難さ」なんてこと
は、在職中は観念的には判つて
いても、身をもつて知るとい
うことはできなかったことである。
それだけに、その有難さとい
うものを、それほど感じていな
かつたことは事実である。「獣師

山を見ず」。譬もあり、「健康
を失つてその有難さを知る」と
も言われているとおり、そのも
の渦中にいる間は、そのもの
自体を客観視することの困難性
はたしかにある。しかし、それ
を少しでも正確に客観するよう
に努めることは必要であらう。
そこに一つの進歩があるとい
うものだ。公社に在職中の職員が、
このことに予め気付いて仕事をす
るならば、将来公社も職員も、
ともに一層幸せになるのではな
いかと思う。

ところで、電友会発足すでに
三年、この会の誕生には、わた
しも多少の關係があつたところ
から、会報に何か書けと言われ
てその第一号に、次のようなこ
とを書いたと記憶する。

電友会の在り方はいろいろ考
えられるが、わたしは先づ会員
の親睦とその福祉の増進、そし
て電電公社への側面からの協力
にあるのではあるまいか、と。
そしてその考えは今に変わつては
いない。会がこの方向に向つて
着実に進むためには、具体的に
考えなければならぬ問題は多

々あるであらう。折角生まれた
会であるから、あるべき姿にお
いて一人歩きするように、成長
してゆくことが必要だと思い、
且つそれをひたすら念願する次
第である。

年金の額の 改定について

I・L・O八七号条約や、農
地被買収者等に対する給付金の
支給に関する法律等、多くの波
瀾をまきおこした第四十八回通
常国会も去る六月一日幕をとし
ましたが、この国会において、
厚生年金保険法や労働者災害補
償保険法等、社会保険制度上重
要な改正が行なわれました。こ
れら法律の中にみなさん方待望
の「年金の額の改定法」が含ま
れています。即ち

「昭和四十年年度における公共
企業体職員等共済組合法に規定
する共済組合が支給する年金の
額の改定に関する法律」(昭和
四十年法律第八十三号昭和四十
年五月二十五日)がそれであり
ます。

この法律は、公共企業体の共

済組合が支給する(旧)国家公
務員共済組合法(以下「旧法」
という。)および現行の公共企
業体職員等共済組合法(以下
「新法」という。)による既裁
定の共済年金受給者の年金につ
いて、このたび別途成立した
「恩給法等の一部を改正する法
律」による恩給の額の改定措置
に準じて「昭和四十年年度にお
ける旧令による共済組合等から
の年金受給者のための特別措置法
等の規定による年金の額の改定
に関する法律」による国家公
務員の共済年金の改定と同様に
年金額の引き上げを行なおうと
するものであります。

旧法および旧勅令に基づく年
金受給者の年金額については、
恩給法の改正措置にない、他
の年金の額の改定に関する法律
の準用により、これまで数回に
わたりベースアップおよび不均
衡是正が行なわれてきました。
「昭和三十七年度における旧令
による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法等の規
定による年金額の改定に関する
法律」(昭和三十七年法律第

百十六号。以下「法律第百十六号」という。）によるベースアップが最終の年金の改定となっており、その改定内容は、旧法および旧勅令に基づく年金受給者について、いわゆる二万円ベースの仮定俸給に引き上げられたものであります。

新法については、昭和三十一年に恩給制度と共済組合の年金制度とを統合して新しい退職年金制度を確立したものであります。新法施行日以降に退職した者の年金額については、これまで改定は行なわれていませんでした。これがため施行日以前に退職した年金受給者との間に非常に不均衡が生じていたもので、今回はじめて旧法および旧勅令による年金受給者と併

せ、公共企業体独自の法律により年金額の引き上げを行なうこととしたものであります。

以下、この法律の内容について説明いたします。

1 年金の額の引き上げについて

(1) 旧法の規定による退職年金、廃疾年金または遺族年金に相当する年金については、昭和四十年十月分以降のその額を、法律第百十六号の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた仮定俸給（いわゆる二万円ベース）に従前と同様今回も一律に二割を掛けたるものを仮定俸給とみなし旧法の規定を準用して算定した額に決定する。

(2) 昭和四十年九月三十日以前に新法の退職をした者にかかる新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金または遺族年金については、昭和四十年十月分以降その額を昭和二十八年十二月三十一日において組合員に適用されていた俸給表が、その者の退職の日まで適用されていたとしたならば、その者が受けるべきであつた俸給に基づき給付額の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給を法律第百十六号による旧法年金の改定（いわゆる二万円ベース）と同様の改正が行なわれたと仮定した場合の俸給年額に一、二を乗じて

得た額を俸給年額とみなして新法の規定を適用して算定した額に改定する。

今回の改定による増加額の支給の一時停止については

(1) 旧法の規定による年金受給者のうち、七十才未満のものについては従前と同様に、今回の改定にあつても増加額の支給停止について受給者の年令に応じて、今回の改定による増加額の全部または一部の支給を三年間にわたつて停止または制限することとする。

支給停止の方法は次のとおりであります。

月 分		年 令 の 区 分	
		六十才未満	六十才以上七十七才未満
昭和四十年十月分から昭和四十一年六月分まで	全額（旧法の規定による廃疾年金については三分の一）	三分の二	二分の一
昭和四十一年七月分から昭和四十二年二月分まで	全額（旧法の規定による廃疾年金については二分の一）	二分の一	二分の一
昭和四十二年三月分から同年六月分まで	全額（旧法の規定による廃疾年金については三分の一）	三分の一	

4

- (2) 新法の規定による年金については、恩給公務員等の組合員期間に対応する部分の改定については、費用の負担方式等から(1)の旧法年金の改定の場合と同様の取扱いをする。
- なお新法施行日以降の組合員期間に対応する部分については、支給停止の措置は講じないこととする。
- 3 年金額改定に要する費用の負担について
- (1) 旧法の規定による年金額の改定に要する費用については、従前と同様全額公共企業体が負担する。
- (2) 新法による年金の額の改定に要する費用については、改定によつて増加する費用のうち、新法施行日前の恩給公務員期間等に対応する部分については、(1)と同様全額公共企業体が負担し、新法施行日以降の組合員期間に対応する部分については、公共企業体および組合員の二者負担とする。
- その他

改正の内容は以上のとおりであります。今回の改定に対する改定手続きは支部において一方的に行ないますから年金改定の請求手続きは必要といたしません。したがって、改定手続きが終了次第、年金額の変動の有無にかかわらず年金受給者全員に通知をさし上げます。

(四国支部 多田)

顧問。委嘱幹事の異動報告

○顧問 前通信局長菅原正夫

殿は中央学園長に、副局長篠崎敬殿は通研事務部長に栄転されましたので、新任局長角田和男殿同副局長中林正夫殿に新しく顧問になつていただきました。

また愛媛電友会の発足にあつて何かとお力添えいただいた前愛媛通信部長泉節太郎殿が停年退職されたので、後任部長赤沢正殿が新しく顧問をお受け下さつていろいろとお世話下さることとなりました。

○委嘱幹事 前愛媛通信部庶務課長上田敏春さんが、通信病院事務長に栄転されましたので、後任の庶務課長松下武さんに委嘱幹事をお願いして面倒を見てくださることになりました。ここに旧顧問の方々旧委嘱幹事の方のご厚情を感謝いたしますとともに新しく顧問になつてくださった方々および委嘱幹事の方にと

の上とも会発展のためにお力添えのほどお願いいたします。

(佐 賀)

古い話

石 丸 高一

大変古い事であるが今から四十五年前大正十年に通る。今の東京中央電報局は日本橋川の江戸橋畔にあつて東京中央電信局と称せられた。この建物は東京中央郵便局として明治末期に當時としては日本最新最大の鉄骨煉瓦地上三階地下一階西洋建築に建てられたもので出来上つた頃は国内諸方から見物客が集つたという事である。

志を立て、田舎の三等局から

出向した私には何もかも驚きであつた。

局長は小谷雄一郎さん内信課長が栗山四郎さんこの栗山さんが今想ひ出しても偉い人、洵に謹厳そのもので初めてお目にかかつた時「君はよい所へ仕えるようになった。こゝは努力すればいくらでも上になれる天井知らずだからしつかりやり給え」と訓示をうけた。

而し田舎出の私も直面目にやるつもりはありながら何もかもが余り違いすぎていろいろ親切にして呉れる人はあつたが自分有余り微力で全く手も足も出なかつた。

仕事をして給料を貰うのならよいが碌々仕事も出来ず恥ばかりかきながら毎日を過すのみであつた。

課長は偉い人だが大きな部屋の奥深く居て一日一回巡視の時にたまに御目にかゝる事がある位吾々小輩が直接口を利く様な事はない。當時の中電は内信課の外に外信課監査課庶務課だが最も大きく二等局位の部が十部に分けられ課員が約千五百人位

局長と内信課長が奏任官であつた。

そこで中電は当時全国官庁の中で判任官の最も多い所で局長は三五〇名居つた。

志を立て、上京した以上挫けてなるかで頑張つたがなかなか一人前の仕事は出来ない。而し大勢の力で日勤もしたり夜勤もしたりで私は日本橋の真中を破れ袴を穿いて通勤しどうにかサラリーマンとして馴れて来た。

一年経ち、二年経つて遂に関東大震災が来た。さしもの大電の建物も遂に土崩瓦解した。

飯庁舎を東京駅前の中央郵便局の中に設け中野の陸軍電信隊の応援を得て僅かな通信連絡をした。一般電報は飛行機輸送であつた。

庁舎が東京駅北口の永楽ビル四階に移つてから徐々に業務が復活して来た。

辛酸をなめた私も徐々に芽を吹いて人並の仕事が出来るようになった。今静かに懐旧の想にふける。(四〇、一〇、五)

不老長生十訓

(英国の名医フーカー氏の説)

これは小崎会長が紹介されたものであります。

よく玩味して長生きしましょう。

一、自らかえりみて、年はとらないものと思え。

二、精神を若くもてば、自然に身体も若やいでくる。

三、前途にたのしみを持ち、明日を思い煩らうな。

四、過去をして過去を葬らしめよ。

つまらぬことは一切忘れ去れ。

五、今の我に何の交渉あらん。腹を立てるな。憤怒は体の猛毒である。徒らにエネルギーを損するばかりである。

六、思慮はできるだけ綿密に食物は能うかぎり淡泊に。反対にしたら命がもたぬ。

七、新鮮なる知識と、理想と、空気を多量に吸え。これは時期と場所を選ばらない。

八、一仕事をすました身はふたたび、名誉や金銭を目的とした競争場裡に立つてはならぬ。

九、食物の量を嚴重に節せよ。

老後は口から胃の腑にとおる食物の量に比例して命をちじめる。

十、娯楽をもて、趣味に生きよ。タイクツが老人の生気をぐんぐん吸いとつてゆく。

雑感

清水 重太郎

光陰は矢の如しと申しますが、私が電々公社を定年で退職致しましたのは昭和電報電話局長在職四年を最後として昭和三十五年五月であります。

退職後郷里の三崎町に帰り父の後を受けて夏柑作りに余生をささげることにして父の育てた一ヘクタールの夏柑園、私が新たに三〇アールの土地に伊予柑はつさくの幼樹を植付け柑橘の栽培に妻と共に従事することに

してから五年の月日が流れ更に六年目にかかつております。はじめは仕事が出来ないので困りましたが妻の助力、雇用した方の協力によつて農業について勉強、実地の作業等も修得して更に農業を企業として経営

の合理化、生産の拡大に力を入れ、流通に対しても勉強するなど月日を重ねるにつれて私も漸く一人歩きが出来るようになりました。

昭和三十八年に三崎町農業協同組合理事に推されて三崎町農協の経営の最高機関の一人として微力をつくしてまいりました。

昭和四十年八月役員改選に再度同農協の理事におされて就任致し今日に至つております。

又三崎町農業構造改善委員に推されて就任三崎町の今後の農業のありかた、農業近代化のため農業構造改善事業を如何にするかについても努力致しております。

明るい三崎町の町づくりに協力するため、同士と共に岬開発株式会社を発足させ同社の取締役

に就任しております。昭和四十年愛媛県政モニターに愛媛県知事から委嘱を受けて三崎町を代表して県民の声を県政に反映さすモニターの仕事も担任しております。その他六つの役職を兼ね計九つの役職についてそれぞれの部

門に奉仕しております。

このようにして三崎町にもな
れて、これからも出来る限り奉
仕したいと考えておりますとき
妻が五月十九日敗血症で松山の
県立中央病院に入院白石病院長
先生その他の先生方の治療を受
けて養生中病気が急に悪くなつ
て六月十四日同病院で逝去しま
した。

これまで妻が私を助けてくれ
ていたその力の大きかったこと
を痛感致しております。

子供は五人(男一人女四人)

あります。長男は名古屋太学工
学部電気工学科を卒業して電々
公社に入社して東海電気通信局
に勤務しております。今年三月
の異動で伊東市にある伊東無線
中継所長を命ぜられて同所に勤
務しております。長女、次女は
三崎町に嫁いでおります。三女
四女は高等学校の先生に嫁いで
三女は徳山市、四女は愛媛県保
内町におります。孫は現在十二
人あります。

これからの余生を楽しく妻と
送りたいと念願しておりました
ので誠に残念でなりません。

一時は失望のどん底に落ちま
したが皆さまの温かいなぐさめ
はげましのお言葉をいただいたて
百日忌もすまして私の心の整
理も漸く出来てきましたので第
二の人生に再出発する心の準備
をしながら九十才になる老父と
共に静かに暮しております。

以上ながながとつまらぬこと
を申し上げましたがお許をお願い
致します。

憶い出

新居浜 宮崎数馬

電友会のみなさんお達者です
か。小生もこれといった仕事は
しておりませんが退屈しない程
度で元気に過しております。幹
事から何か書けとのこと、六十
余年の長い間には先人が言つて
いる通り世事千変万化有り人生百年
無しと波もありましたが、さて
書くことはいたつて不得手で孫
の方がうまいのですが(今年も
亦入選して新聞社の人が写真を
撮りにきたとの報らせを受けた
ところ)拙いながら思い出など
を書いてみます。

古いことでは私が通信事業に

従事することになった。その動
機をつくつて下さった矢内原忠
雄先生(講習所へ入所前に教え
を受けた人で住友の社員から学
者として後に東大の総長になら
れた方)と、講習所に入所当時、
電報の送信が下手で困つたとき
「君の手で打てない筈がない」
と自信をつけて励ましてくれた
大山澄太先生のご指導による
もので今も尊敬と感謝を心にし
ております。

電信ではなんといつても手送
通信時代が一番なつかしく、い
までは何処の局にも音響器の音
がしないのを淋しく思つていま
す、手送通信はいまの電信マン
に味わえない楽しいこともあり
ました。特定局で外信を沢山扱
つたので苦労したことも多く、
長文の欧信は回線の閑な夜間通
信のため電話交換と兼担の宿直
勤務は徹夜することが珍らしく
なかつたのです。その局にはガ
リガリの磁石式と自動式電話機
(私設住友電信所への通信用)
が並んで設けられてあつたこと
も他の局に見受けられないこと
でした。現に古稀を迎えられよ

うとして壮者をしのぐ健在の神
野彌助さんと当時話したこと
すが局の前に二〇〇対のケーブ
ルが二、三対もとおるようにな
れば新居浜も大したものだと語
り合つたことも現在のようにな
きくなろうとは夢想もしなかつ
たことです。局は磁石式、市内
の会社はシーメンス式自動交換
機といつた官営と民営の対象で
あつた時代から四国でトップの
度教料金制実施と大きく転換す
るまでの発達過程の様々なこと、
大東亜戦争時中のこと、病院の
ベットで暗号書を懐にして終戦
の詔勅を聞いたこと、終戦後の
労働運動の激しい変り方等思い
出は多い、在職四十余年のうち
三十数年を新居浜で過したのも
です。から当地のことを書きまし
たが、初旅の西条、最終の今治
それぞれに思い出も楽しく、殊
に南予ではほんとうに楽しいお
もい出が一つばいと思いを新に
しております。一緒に過した横
山様始め新様清水様菅様お元氣
ですか、講習所をともにした山
崎氏吉田氏元氣かね、三十八年
ぶりの顔と顔、あのクラス会も

楽しいものであつた。電報電話
と言う屋根の下でともに手を引
き合つたつなりの深いなつか
しい方々と七夕様でないが年
一度の会える日を指折り数える
程電友会総会が待遠しいもので
す。県内の人が一堂に会合でき
ることを東予の人達は切に望ん
でおります。ぜひ実現する様お
願ひします。 終り

俳句近詠

三崎 清水岬峰

コスモスのちらほらと咲く山の駅
秋はるる南予の旅のなつかしく
一望の秋の宇和海 平なり
庭萩のゆれてうつくし天赦園
天赦園多行松に秋日 濃し
天赦園めぐる大樹に秋の蟬
藤棚の秋風にゆれて池渡る
天高し池に張出し 春雨亭
東京の人とベンチで秋の園
天赦園広き芝生に秋の蝶

愛媛電友会日誌

三九一〇二六 松山友愛会館
四階大ホールに於て第三回総
会開催出席者七〇名、総会後
公社から招宴にあづかり盛会

裡に散会。

三九一一二〇

会員の希望で
あつた「電々四国」が恵与さ
れることになり本月号から各
会員に発送された。

四〇六一四

清水重太郎氏御
令聞逝去せられ弔電弔慰金発
送。

四〇八二

恩給年金改善期成
会へ四国連合会分担金として
一万円送付する。

四〇六六

期成会分担金を各
県会員数により割当て、金額
を各県電友会長に通報。

四〇八二六

堀江孝太郎氏御
去の報あり弔電弔慰金發送。

四〇一〇九

午後一時から愛
媛通信部会議室において役員
会をひらき、第四回総会開催
について協議した。

偶感

藤田基孝

あてどなくただ歩みゆく退
職者今日はいづべにゆかむと
するか
〇 広からぬ天山の頂きには
淡くなびくすすきの中に吾が
居り

〇 旅ゆかば妻も少しは酒のみ
て血圧のことは忘るる如し
〇 じゆうたんを畳の上に敷き
終り富めるが如く妻と坐りぬ
〇 狭き家に孫に明るき顔寄せ
て吾が六十二の誕生日を祝ぐ

ごあいさつかたがた

松下 武

前任の上田さんが、通信病院
の事務長にご栄転されましたの
で、私がその後任として七月十
五日付で発令されました。愛媛
電友会の規約により幹事を委嘱
され、新居浜報話局の市川、八
幡浜報話局の岡本、両庶務課長
とともに今後みなさんのお世話
をさせていただくことになりま
した。電友会結成当時の大西、
上田両幹事の苦勞を無にしない
ように、また会員みなさんの
ご期待にそえるよう努力を続け
るつもりでありますので、よろ
しくご指導とご援助をお願い申
し上げます。

愛媛電友会も結成以来満三年
を迎えおめでとうございます。
現在会員数も一三〇名を数え、
今後年ごとに会員の増加をみ、

組織規模が拡大されてくること
と思ひます。また電友会発展の
ため、親睦、長寿に関するもの
その他いろいろの行動が計画実
施されると考えられますが、い
ずれにしても、会員のみな
さんがいつまでもお達者で公社
事業のためご理解とご協力をい
ただくということは、後輩の私
どもにとつて喜ばしくかつあり
がたい極みでございます。

委嘱幹事となつて早くも三カ
月経過しましたが、その間感じ
たことは、

〇 電友会のかたがたが気軽に
集まり、茶でも飲みながら近
況等を語らい談笑できる場所
が必要ではないか。

〇 会員の動きや、諸行事の記
録も兼ねたアルバムを作成し
ては、

〇 会員相互の親睦と緊密な連
絡をはかるため春に臨時総会
秋に定期総会を開いたら。

〇 グループサークル等の活動
を通じて連絡を密にしたら。
〇 会報をますます充実して会
員の消息を連絡し、相互に励
ましあつていつたらどうでし

ようか。
等々でした。私ども、今後幾らかの歳月を経てみなさんのお仲間に入れていたゞく日が参りましょう。愛媛電友会が今後ますます生々ど発展されることを心からお祈り致します。

編集後記

やつと会報二号が皆さんにお目見えできました。

編集というものはなかなか片手間ではできないことを痛感させられました。

幸い、こんど山崎藤己さんと高橋数一さんが、会報の編集など会報の発行についてつくしてくださるようになりました。ほんとうにうれしいことです。よりよい会報を年四回程度は発行したいと思います。

そして皆さんのおたつしやなご消息や、あるいは随筆、短歌俳句などゆたかな生活の歌で会報をうすめつくしたいと思ひます。どうぞどしどし原稿をお送り願ひます。

本号発行について、ご多忙の中を筆をとってくださった方々

にあつく御礼を申し上げます。
ことに公務でお忙しい中を電友会のために「年金の額の改定について」解説して下さった職員部厚生課の多田さんに深く感謝申し上げます。

(S)

会費お払込みには

振替口座

徳島三六四〇番をご

利用下さい。

愛媛電友会